

事業番号	10 04 03	事業改善シート (28年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	保安林整備受託事業費			担当課	部局	林務部	
					課・局・室	森林づくり推進課	
					E-mail	shinrin@pref.nagano.lg.jp	
総合5か年計画	プロジェクト			実施期間	S27 ~		
	施策の総合的展開	1-4森林を活かす力強い林業・木材産業づくり 3 多様な森林の整備の推進					
人口定着・確かな暮らし実現総合戦略	信州創生の基本方針						
	施策展開						

1 事業の概要

目指す姿	森林法第25条第1項第1号から3号(水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備)の保安林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣が保安林に指定し、県知事が適切に管理・保全していくことを目指す。											
現状(予算編成時)	森林法第25条第1項第1号から3号の私有保安林については、農林水産大臣が県知事に事務を委託して実施している。 ○保安林指定・解除調査に関する事務 ○保安林の適正管理に関する事務 ○保安林の損失補償金事務の支払い事務 ○保安林の指定施業要件の変更に関する事務等											
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)		【左記の説明、根拠法令等】 森林法第25条第1項、第26条第1項、第26条第2項、第40条、法35条、法33条									
	県民との協働による実施：実施は困難											
成果目標・事業内容	① 成果目標(H28)											
	○第1号から3号の保安林の指定・解除の調査面積(延べ1,298ha/年(現地の状況と過去の実績を勘案して、必要数を目標として設定している))											
	○第1号から3号の保安林の指定施業要件の変更調査の面積(1,998ha/年(現地の状況と過去の実績を勘案して、必要数を目標として設定している))											
	② 事業内容 (単位:千円)											
		項目	実施方法	H28事業実績		H28		H29				
					(当初)	(決算)	(当初)					
		保安林指定・解除調査	直接	特別行政嘱託員の雇用(1名10ヶ月)、境界確認、林況調査、とりまとめ(延べ40ヶ月)、所有者へ通知	7,587	7,085	7,695					
	保安林適正管理調査	直接	保安林管理図の作成(全県版)、新規指定された保安林情報の電子化(80件)	4,372	4,160	10,372						
	保安林損失補償金	補償金	立木の伐採制限に対する利子相当分の補償	752	697	752						
	特定保安林選定調査事業	委託	樹幹疎密度、樹種、自然状況等の調査	1,617	1,617	1,617						
	保安林整備推進	直接	特別行政嘱託員の雇用(1名10ヶ月)、境界確認等	5,282	5,044	5,280						
			合計	19,610	18,603	25,716						
事業コスト	区分(単位:千円)				成果目標の達成状況							
	予算額	前年度繰越				項目	H26末	H27末	H28			H29 目標
		当初予算	26,661	19,610	25,716				目標	成果	達成状況	
		補正予算	-1,045									
		合計(A)	25,616	19,610	25,716							
	Aの財源	一般財源				指定・解除調査	694ha	647ha	1,298ha	1,463ha	達成	1,645ha
		県債				指定施業要件の変更	2,173ha	2,639ha	1,998ha	1,120ha	未達成	1,022ha
		国庫支出金	26,608	19,557	25,673	【累計】						
		その他	-992	53	43	指定施業要件の変更	31,209ha	33,509ha	35,507ha	34,629ha	未達成	36,529ha
	決算額(B)	24,195	18,603									
概算人件費	職員数(人)	1.40	1.40	1.40								
	概算人件費(C)	11,586	11,080	11,080								
概算事業費(B(A)+C)	35,781	29,683	36,796									

目標に対する成果の状況	指定・解除調査については、適正な調査等の実施により、目標を上回る面積を実施することができた。 指定施業要件の変更調査は、調査1箇所当たりの面積が小さく、調査地番数(筆数)が膨大となる箇所が多かったため、調査に不測の日数を要し、指定施業要件の変更箇所は延べ面積が1,120haに留まった。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	森林法第25条第1項第1号から3号の保安林が持つ公益的機能を発揮する上で、特に重要な森林の調査を進め、保安林に指定し、適正に管理及び保全して行く。